

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)
地域名 (地域内農業集落名)	飯根地区 (極入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、高齢化や担い手の不足等により耕作の継続・維持自体が難しい状況である。また、近年は有害鳥獣の被害も甚大で農業者の栽培意欲が低下しているため、今後更なる遊休農地の発生、増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を図るために、既存の農業者へ農地集積を進めるとともに、地域外より農業者を受け入れるなど、農地を利用していく体制構築が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手の確保について検討していくとともに、農地所有者や農業者の意向に基づき農地の集積を進める。
- ・西会津町農業公社等の関係機関と連携し、農地の保全管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、農地の集約化を進め遊休農地化を防ぐ。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手や農地所有者の意向を考慮し、農地中間管理機構を活用して、利用できる農地から段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

取り組む予定は無し。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、JA、西会津町農業公社等の関係機関と連携し、地域に経営体を呼び込む取組みを行う。また、自治区としても経営体へ必要な支援を行い地域全体で多様な経営体の確保・育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

耕作や保全管理について、任せられる作業等は農業支援サービス事業者へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】